

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（934））
2. 日時：平成30年5月11日 10時00分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A及び会議卓B
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、小林主任安全審査官、沼田主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、角谷安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他17名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、本日の提出資料を用いて、東海第二発電所の新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

<原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率の管理について>

- 格納容器床ドレン系に流入する特定できない漏えい水の検出を実施するための設計とすることを記載すること。
- 設置許可基準規則第17条（原子炉冷却材圧力バウンダリ）第四号への適合方針について、整理して提示すること。

<格納容器圧力逃がし装置のスクラビング水のpH管理について>

- 格納容器圧力逃がし装置の待機状態における薬液の性能低下を防ぐための措置を提示すること。

<代替交流電源設備用ケーブル布設ルートの考え方について>

- 常設代替高圧電源装置置場から原子炉建屋へのケーブル布設ルートを提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・ 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等